

平成29年度

公益財団法人新宿未来創造財団 第1回理事会

議事録（議論内容）

※参考資料

平成29年6月12日

○永木理事長 それでは、ただいまから平成29年度第1回公益財団法人新宿未来創造財団理事会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第1号、「平成29年度公益財団法人新宿未来創造財団第1回評議員会の招集について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 何かご質疑ありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

特にご質問がないということで質疑を終了させていただきまして、議案第1号につきまして原案どおり決定するということでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第2号、「公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の選任及び公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の承認について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見がなければ質疑を終了させていただきまして、議案第2号を原案どおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。議案第2号につきましては、原案どおり決定させ

ていただきます。

次に、議案第3号、議案第4号及び議案第5号、これは関連しておりますので、「公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について」を一括して議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、質疑に入らせていただきます。議案第3号から議案第5号についてご意見、ご質問のある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。特にご発言がなければ質疑を終了させていただきます。まず、議案第3号について原案どおり決定するということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。議案第3号は原案どおり決定させていただきます。次に、議案第4号について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第5号について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第6号、「平成28年度報告及び計算書類の承認について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、引き続きまして、会計監査人をお願いしております太陽有限責任監査法人からご報告をお願いいたします。

○並木会計監査人 平成28年度の財団の会計監査を担当いたしました私、並木からご報告をさせていただきます。

お手元の資料の247ページの独立監査人の監査報告書をごらんいただけますでしょうか。こちらは、理事長宛ての監査報告書になっております。日付は平成29年5月26日付となっております。監査報告書の内容は大きく2つございまして、括弧書きでそれぞれ表題がついております。最初が財務諸表監査で、真ん中よりやや下になりますが、財産目録に対する意見とあります。この2つでございます。

まず、財務諸表監査につきましてご報告いたします。

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づきまして、公益財団法人新宿未来創造財団の平成28年度の貸借対照表及び損益計算書並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書、また、財務諸表に対する注記について監査し、あわせて正味財産増減計算書内訳表について監査を行いました。

この下に財務諸表等に対する理事者の責任や監査人の責任が記載されております。こちらはそれぞれの責任を記載しております定型の文書でございますので、省略いたします。監査の結果として、当監査法人は、これらの財務諸表等が我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

次に、財産目録に対する意見につきましてご報告いたします。

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づきまして、公益財団法人新宿未来創造財団の平成28年度の財産目録について監査を行いました。財産目録に対する理事者の責任と監査人の責任につきましては、財務諸表の監査と同様であるため省略をいたします。

監査の結果としての意見でございます。財産目録に対する監査意見のところですが、当監査法人は、この財産目録が我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会

計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認めます。

なお、末尾の利害関係についてですが、こちらは監査の基準によって記載が要求されている事項で、公認会計士法の規定において記載すべき利害関係はございません。

会計監査人の監査報告は以上です。

○永木理事長 どうもありがとうございました。

続きまして、平成28年度事業報告及び計算書類等に関する監査報告及び平成28年度資金運用業務状況に関する報告を五味田監事、よろしく申し上げます。

○五味田監事 それでは、平成28年度の公益財団法人新宿未来創造財団監事監査の報告をいたします。

私たち監事は、財団監事監査規程第6条に定める監査事項について、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、平成28年度事業実績報告書及び計算書類並びに附属明細書等を受領し、これらの書類について監査いたしました。

監査の結果として、一、事業は法令及び定款等に従い、適正に実施されていることを認めます。二、理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。三、会計の処理及び財務の管理は、会計原則に基づく処理がなされており、計算書類に表示された金額を適正とする会計監査人の監査報告書を正当であると認めます。

次に、平成28年度の資金運用業務状況の報告をいたします。

財団資金運用規程第9条第3項において、理事会は少なくとも年2回または必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする規定されております。これに基づきまして、平成28年度の資金運用の業務状況についてご報告いたします。

現在運用中の資金である定期預金や債券について、その運用状況を確認いたしました。その結果、規程に則った適切な資金運用業務が行われていることを確認いたしました。

以上、ご報告いたします。

○永木理事長 ありがとうございました。

それでは、質疑に入らせていただきます。議案第6号についてご意見、ご質問のある方はよろしくお願い申し上げます。

○酒井理事 以前にもお伝えしてご理解いただけてないようなのですが、歴史探訪の成果指標の達成率がこんなにも高いことは、これは失敗ですよね。街を使ってやっているのに応募人員よりも参加者数が165%と多いということが成功した事業のようにご説明がありましたけれども、街の中に予定より165%も多くの人数が出るということは、街の中でやっている以上はご迷惑と普通は思うはずです。これが成功事例だということのだったら、達成率が200%、300%だったらさらに良いと、そういう話になるのかと思ってしまうます。

街を使ったイベントとして、これを成功事例と言われるととても困ってしまいます。達成率の考え方が違うのではないかと思います、いかがでしょうか。

○守谷学芸課長 以前、理事からもお話しいただいて、29年度から運営の方法について変更しております。また、28年度の結果につきましては、以前もお話ししたとおり、できる限り受け入れられる人数を受け入れるということで、たくさんの申し込みを受けた回は、ボランティアさんをお願いし、2回に分けて実施するなど工夫をして追加実施をしました。やはり多くの方を落選させてしまうということについても、こちらはフォローしていかなければいけないと考えております。

ただし、29年度からにつきましては、最大の受け入れ数というのを決めて、運営の方法を変更しました。ですので、次年度の結果報告の際は、また違った数字が提示できるかと考えております。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。

○加賀美副理事長 8-1-(2) 歴博のギャラリースペースということで143%の達成率ですが、これは新宿歴史博物館の入館者数とはまた別の数字なのでしょうか。1階のところに写真展示をしていましたが、そこを通った人はみんなこの数字にカウントされるのでしょうか。

○守谷学芸課長 新宿歴史博物館の利用者数の総数は118ページの総括のところに出てい

る数字になります。合計で7万9,206人というのが28年度の利用者数合計です。今年度からこのような事業の分け方をしており、8-1-(2) 歴博のギャラリースペースのページにギャラリースペース利用者数が記載されています。非常に好評いただいているギャラリースペースを整備して無料で見られるスペースもつくったりと、展示スペースを広げて実施したものでございます。ですので、全体の総数という意味では、総括の部分を見ると全体の数字が把握していただけることになります。

○加賀美副理事長 では、1階の正面入り口で写真展示がありますけれども、そこを通過した人数ではないということですね。

○守谷学芸課長 ここに入っている数字は、1階のギャラリースペースと地下1階のホワイエの展示スペース、2カ所が中心となっております。通過した人数はもちろん数えておりません。展示をご覧いただいた方の人数カウントした実数です。

○加賀美副理事長 もう一点いいですか。7-6 区民プロデュース支援事業ですけれども、これは段階的に見直しをして補助金を3年間にするという事なのではないでしょうか。それから、場所の優先的利用についても一定の制限をかけてきた中で、利用団体が今回少なかったということですが、これから先、見直しはどのように考えているのでしょうか。

○岡崎事務局次長 区民プロデュースの今後の見直しについてですが、もともとのこの事業の目的は、活動団体の自立支援です。最近の状況を見ますと、支払助成金というよりは場所の確保や広報の要望が多くあります。特に広報の要望は、増えているのかなと思っています。今後は、支援内容にもよりますが、広報や場所の確保等といった支援については、減ることはないのではないかと考えています。

○加賀美副理事長 今回減った理由は3年の補助金の支給年数を超えたからと書いてありますが、特定の団体に助成が偏っているということはないのでしょうか。

○諏訪管理担当事務局次長 実際、特定の団体がかなり年数多く受け取っていたという状況がございました。10年来同じ団体が受け取っているようなことがありましたので、支

給の年数は3年までという形に、昨年度からさせていただいております。それで古い団体さんが減ったということが、支援金としては減っているところでございます。

ただ、新たな団体が増えてきておりまして、「支援金は要らないが財団の広報紙に記事を書いてほしい」とか、「事前に会場をとってほしい」という団体が増えております。これもずっと増えてきてしまうと困るので、今後どうしていくべきか検討中でございます。広報紙の予算にも経費を計上する等考えているところでございます。

ただ、私どもの管理施設も、多いわけではございませんので、先行して予約を取ることを増やし続けることは難しいため、新しい方には既存の団体に入らせていただくなどして団体支援を行っていきたいと考えています。

○加賀美副理事長 わかりました。

あと資金運用実績の報告書ですが、管理番号1番の利付国債は、年度後半の受取利息がすごく増えていますが、これはどういう要因でしょうか。

○諏訪管理担当事務局次長 これは、半期に1回利息を受け取るもので、利率は当然同じですが、これは年度の中で、4月から3カ月分のもので、昨年度のものにつきまして昨年度の実績としてあがります。また次の半年分というのが今年度の実績としてあがりますので、利息の受け取り時期によって金額が変わってくるというものです。発生年度に収入をあげるという原則に従うため金額が変わりますが、利率が変わっているということではございません。

○加賀美副理事長 2番から4番まではそれほど変わっていないのですが、受け取る時期の関係になるのですか。

○諏訪管理担当事務局次長 受け取る時期がそれぞれ違っております。

○加賀美副理事長 そうですか。わかりました。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にご意見がなければ質疑を終了させていただきまして、議案第6号につ



きまして、原案どおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なしの声あり」)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第6号につきましては原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第7号「公益財団法人新宿未来創造財団平成28年度業績係数の決定について」を議題に供します。説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○加賀美副理事長 結果的にこれでもいいと思いますが、平成28年度仮決算のときに、その他事項で、「執行率が27年度に比べて向上した」ということで、0.010ポイントつけていますが、それを今回見送った理由というのはどこにあるのでしょうか。

○諏訪管理担当事務局次長 014ページの今年度決算の概要をご覧くださいと、区補助金の予算現額に対する執行率が91.97%で、前年度の93.46%に対して1.49%の減になっております。

補助金の執行率については、前々から課題としているところです。決算の結果、補助金の執行率としては、前年度より落ちたため、このポイントは撤回させていただいたということでございます。

○加賀美副理事長 健全な運営をしていますね。予算も相当精査して絞っている中で、来年は少しでも執行率が上がってポイントがつけばいいと思います。

○永木理事長 ありがとうございます。

○小柳事務局長 仮業績係数を出すのは28年度で最後です。これまでは、契約職員の賞与

に直接かかわるため、3月に仮業績係数を出していました。しかし人事・給与の見直しを行ったため、今後は3月に仮業績係数を出さずに4月に決定したものを出す形になりますので、よろしくお願いいたします。

○諏訪管理担当事務局次長 業績係数が1.1以上でないと契約職員の昇給が行われない規則になっておりましたので、これまでは、仮の業績係数を出しておりました。

○永木理事長 特にご発言がなければ、質疑を終了させていただきまして、議案第7号につきましては原案どおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第7号につきましては原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第8号「平成29年度事業計画及び収支予算の補正について」、議題に供させていただきます。説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、ご意見、ご質問、よろしくお願い申し上げます。特にご発言がなければ質疑を終了させていただきまして、議案第8号につきましては原案どおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第8号につきましては原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第9号「公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 ご質問がありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。ご発言がなければ質疑を終了させていただきます。議案第9号につきましては原案どおり決定ということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第10号「公益財団法人新宿未来創造財団における公益認定の変更申請について」、議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 ご意見等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。特に発言がなければ質疑を終了させていただきます。議案第10号につきましては原案どおり決定ということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第10号は原案どおり決定させていただきます。

以上で全ての議案の審議は終了させていただきます。

○永木理事長 それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

<以下、報告事項等は省略>